

会 員 各 位

一般社団法人山形県産業資源循環協会
会 長 鈴 木 隆
安全衛生委員会委員長 小 林 洋 平

労働災害防止 3 カ年計画（令和 5～7 年度）
「やまがたゼロ災運動・2025」への参加等について（通知）

当協会の事業推進については、日頃から御協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、当協会では、安全・安心な職場環境づくりを目指して標記計画を策定し、
具体的な活動目標等を定めるとともに、各会員事業所での取組実践をお願いして
いるところです。

活動目標のひとつに、「やまがたゼロ災運動」（運動期間：10 月 1 日から 11 月
30 日まで）への参加を掲げておりましたが、このたび、運動を主催する山形労働
局から実施要領が示されました。（計画策定時名称「山形ゼロ災 3 カ月運動」）

つきましては、私ども資源循環業にあって、下記によりこの運動に参加され、
転倒危険個所の把握やハード・ソフト両面での安全対策を徹底して講じられるよ
うお願いいたします。

記

- 1 参加方法 「やまがたゼロ災運動」無災害チャレンジシートの作成・掲示
参照 HP / <https://jsite.mhlw.go.jp/yamagata-roudoukyoku/zerosai-tokusetu-2025.html>

2 実施事項等

- (1) 重篤な労働災害「ゼロ」に向けた取組

想定される労働災害の洗い出し、リスクアセスメントの実施 等

- (2) 転倒災害「ゼロ」に向けた取組

職場巡視等による危険個所の洗い出しと安全対策の実施

冬期間の転倒危険個所への事前対策 等

※ 参加状況は、当協会標記計画（活動目標）への取組状況として、他の目標
実績と共に、後日、調査照会します。（令和 8 年 1 月予定）

3 その他

自動車点検整備推進運動（強化月間 9～10 月）も実施されます。車輪脱落
事故や車両火災等の防止に向け、併せての御協力をお願いします。

参照 HP / <https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha/tenkenseibi/tenken/t3/t3-1/>

【担当】

一般社団法人山形県産業資源循環協会 三澤、小川

〒990-0041 山形市緑町 1-9-30 緑町会館 6F

TEL : 023-624-5560 FAX : 023-624-5360

Mail : info@yamagata-sanpai.or.jp

やまがた ゼロ災運動 2025

すべての産業において、労働災害のない職場を目指す

ゼロ災ヨシ!

やまがたゼロ災運動
キャラクター「ゼロ災くん」

実 施 期 間

令和7年

10月1日水 → 11月30日日

主催 山形労働局・労働基準監督署

【+】「やまがたゼロ災運動・2025」 無災害チャレンジ

事業場名

私たちは、「やまがたゼロ災運動」で安心して働くことのできる
安全な職場を目指します。

ここが危険！

労働災害が想定される危険な場所、作業などを書き出し、みんなで共有しましょう

・

これで安心！

労働災害を防ぐための安全対策を書き出し、みんなで実践しましょう

・



やまがたゼロ災運動
キャラクター「ゼロ災くん」

「やまがたゼロ災運動・2025」実施要領

～労働災害「ゼロ」で安心して働くことのできる職場環境を～

I 趣 旨

山形ゼロ災運動は、労働災害が多発した2012年(平成24年)10月1日に運動を展開し、今年で14年目を迎える。運動を開始した翌年より死傷災害は着実に減少し、平成30年、令和3年には大幅な増加となったが、その後においては減少傾向を示している。死亡災害についても、運動開始した翌年より減少傾向を示し、平成28年より死者数が一桁台となり、令和5年、令和6年は6人と過去最少となった。

近年は、高齢労働者の増加等を背景として、転倒や腰痛といった労働者の作業行動に起因する死傷災害が増加し続けている状況にあり、特に山形県は冬期間における転倒災害が多く発生する傾向にある。

労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全に働くことができる職場を築くためには、令和5年3月に制定された第14次労働災害防止計画に基づく施策を着実に推進することが必要であり、計画年次3年目となる令和7年度においても、死亡災害、転倒災害防止対策を中心とした労働災害防止対策の強化を呼びかけるための取組として、「やまがたゼロ災運動・2025」を実施し、労使一丸となった自主的な安全衛生活動の促進を図るものである。

II 実施事項等

1 運動期間：令和7年(2025年)10月1日から11月30日まで

2 主 催 者：山形労働局・各労働基準監督署

3 協 賛 者：(一社)山形県労働基準協会連合会、建設業労働災害防止協会山形県支部、陸上貨物運送事業労働災害防止協会山形県支部、林業・木材製造業労働災害防止協会山形県支部、(公社)建設荷役車両安全技術協会山形県支部、(公社)ボイラ・クレーン安全協会山形事務所、山形県ボイラ工業協会、(一社)山形県溶接協会、山形県建設労働組合連合会、独立行政法人労働者健康安全機構山形産業保健総合支援センター、港湾貨物運送事業労働災害防止協会東北総支部山形県支部、各地区労働基準協会

4 後 援 者：東北・北陸地方整備局県内各事務所、東北運輸局山形運輸支局、東北森林管理局県内各管理署、東北農政局県内各事業所、山形県

5 実 施 者：各事業場

6 主催者実施事項

- ①山形県内労働災害防止関係団体等への支援
- ②本運動に関する周知啓発及び広報(主催者団体以外の関係団体)
- ③各事業場に対し、効果的な安全衛生管理活動等についての助言・指導

7 協賛者実施事項

- ①傘下会員等に対する本運動の周知及び広報
- ②会員に対し、自主的な安全衛生活動を推進するための指導・援助

8 実施者(事業場)実施事項

(1)「やまがたゼロ災運動・2025」への積極的な参加

- ・「やまがたゼロ災運動」無災害チャレンジシート(別添)を活用し、職場における危険有害要因の洗い出し及びそれらに対する安全対策の検討
- ・「やまがたゼロ災運動」無災害チャレンジシートを見やすい場所に掲示し、情報の共有と本運動への積極的な参加の呼びかけ

(2)死亡災害等、重篤な労働災害「ゼロ」に向けた取組

- ・作業現場、作業方法等を再点検し、想定される労働災害を洗い出し
- ・危険有害性が確認された作業現場、作業方法等に対し、リスクアセスメントを実施(リスクアセスメント実施済みの場合には、過去の評価結果を再検証)
- ・リスクアセスメント結果に基づき、安全対策を実施(機械設備の改善措置、関係労働者に対する安全教育、管理体制の確立等)
- ・「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づく安全管理活動の徹底

(3)転倒災害「ゼロ」に向けた取組

ア転倒災害防止を重点とした安全対策

- ・職場巡視等による転倒危険箇所の洗い出し及び転倒災害防止対策の実施状況の確認
- ・通路等への改善措置(段差の解消等)、適切な照度の確保等、設備面に対する安全対策の実施
- ・通路等に対する整理整頓の実施状況、床面における水・油等の有無及び清掃状況等、通路・作業場等に対する定期的な確認
- ・転倒危険箇所の「見える化」(転倒危険箇所のマップ作成等)
- ・安全委員会、職場ミーティング等を活用した転倒災害防止対策の推進(安全対策の実施状況と課題についての調査審議、情報共有等)
- ・作業に適した履物使用の徹底(靴底に対する定期点検の実施)
- ・労働者に対する安全教育の実施(4S活動等により安全通路を維持する、ポケットに手を入れて歩かない等)
- ・労働者に対するストレッチ運動や転倒予防体操の励行
- ・中央労働災害防止協会が公表している「転びの予防 体力チェック」を活用した身体機能の把握及び転倒リスクの可視化

イ「冬の労災をなくそう運動」に向けた事前準備等

- ・過去の情報から、冬期間の積雪、凍結時による転倒危険箇所の事前確認(関係労働者からの意見聴取、過去の災害事例等から情報を収集)
- ・冬期間における転倒危険箇所への事前対策の実施(転倒危険箇所の見える化、必要な備品等の購入、設備面への安全対策等)
- ・冬期型災害を防止するための安全教育の実施

「やまがたゼロ災運動・2025」特設サイト

(「チャレンジシート」のダウンロードはこちらから)

<https://jsite.mhlw.go.jp/yamagata-roudoukyoku/zerosai-tokusetu-2025.html>

やまがたゼロ災運動



令和7年8月

各位

国土交通省

物流・自動車局自動車整備課

「自動車点検整備推進運動強化月間」における周知活動への
の協力依頼について

平素より、国土交通行政へのご理解、ご協力を賜りましてありがとうございます。

自動車の点検・整備の推進については、自動車ユーザーに適切な点検・整備の実施の必要性を理解して頂くために、これまでも「自動車点検整備推進運動」を中心に、全国的に展開してきたところです。

しかしながら、交通事故の発生状況等は依然として厳しいものがあり、中でも、大型自動車については、依然として車輪脱落事故やバスの車両火災等が発生しています。さらに、環境の面においても、排出ガスによる大気汚染や地球温暖化問題への取り組みも求められているところです。

このような状況に鑑み、国土交通省では、令和7年度においても、関係省庁、自動車関係団体等と協力して「自動車点検整備推進運動」を実施することとしており、特に9月1日から9月30日までの1ヶ月間を全国的な「自動車点検整備推進運動強化月間」とするとともに、各地方で設定する1ヶ月間（※裏面参照）において、重点的に自動車使用者等への周知活動を行うこととしております。つきましては、本運動の趣旨にご賛同頂き、強化月間中、自動車使用者等への自動車点検整備推進運動の周知にご協力いただきますようお願い致します。

東北運輸局

青森県、岩手県、秋田県、山形県、宮城県、福島県

10月

—問い合わせ先—

国土交通省物流・自動車局自動車整備課 松井、坂本

電話：03-5253-8599

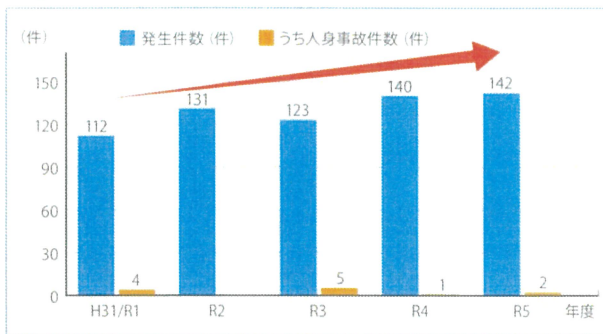
FAX：03-5253-1639

**重大事故を防ぐため、
適切な点検整備の実施を!**

日頃の点検整備を徹底し、安全な車社会の形成に、
ご協力をお願いいたします。



 事故件数は、近年増加



 歩行者にぶつかれば
大事故になりかねません



車輪脱落事故啓発動画より (R2. 国交省作成)



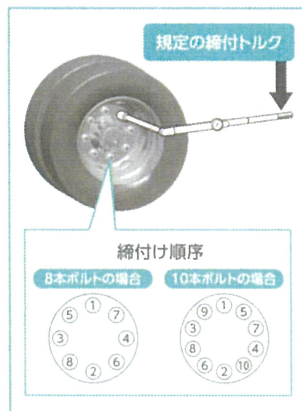
車輪脱落のことが
詳しくわかります



動画 URL

以下に特にご留意を！
※ISO規格の例のみ示しています

きちんと締め付けを行っても、
走行すると
初期なじみにより締め付け
力が低下します。
50～100キロほど走行したら、
規定トルクで増し締めを。

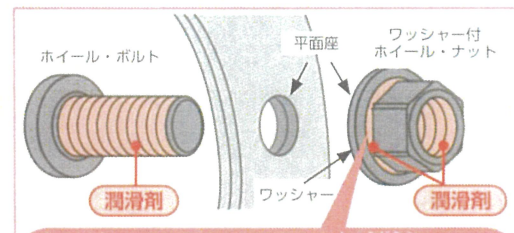


いずれかの方法で、緩みがないか日常的に確認しましょう。

A line drawing showing a hand holding a hexagonal nut. A hammer is positioned above the nut, with its head about to strike the top surface. This illustrates the action of tightening the nut.



十分な締め付け力を得るため、各部を清掃後、赤色の箇所へ潤滑剤（エンジンオイル等）を薄くぬってください。



清掃し、潤滑剤を塗布してもスムーズに回転しない場合は、ナットを交換してください。



劣化がひどいものは交換を!